

作業完了議題	各国の対応
	<p>6. 証拠全体の評価 (Totality of Evidence) と健康強調表示の関係</p> <p>6. 再評価 (新たな証拠や科学的知見、5～10年毎?)</p> <p>Proposed Draft Annex to the Codex Guidelines for Use of Nutrition and Health Claims: Recommendations on the Scientific Basis of Health Claims at Step 3 (CX/NFSDU 07/29/6 September 2007, Appendix 2)</p> <p>○第30回会議(2008年:H20年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フランスの作成による原案を、事前のWGで修正し、それをもとに議論をした。再評価については各国の判断に任せる等の修正がくわえられ、ステップ5/8でCAC総会に諮ることとした。</li> </ul> <p>●第32回CAC総会(2009/7)においてステップ5/8で採択された。</p> <p><b>Standards and Related Texts Adopted at Step 5/8 (with omission of Step 6 and 7)</b></p> <p>Recommendations on the Scientific Basis of Health Claims (Annex to the <i>Guidelines for Use of Nutrition and Health Claims</i> -CAC/GL 23-1997) ALINORM 09/32/26 Appendix V</p>

作業完了議題	各国の対応
<p>(9)            栄養表示ガイドライン付属文書：一般集団を対象としたビタミン及びミネラルの栄養参照量 (NRVs) を設定するための一般原則</p>	<p>○第 26 回会議(2004 年:H16 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビタミン・ミネラル フードサプリメントのガイドラインに関連し、NRVs (Nutrient Reference Values) の改定に関する議論である。FAO/WHO 専門家会議では、1988 以降改定の検討をしていない。部会として FAO/WHO 専門家会議に、改定のための科学的助言を要請する件につき討議。</li> <li>・現在、FAO/WHO 専門家会議では、栄養成分のリスク評価(2005)、糖質栄養(2006)、油脂栄養(未定)を予定している。FAO/WHO 専門家会議に科学的助言を要請する際には、要請内容を明確にする必要がある。</li> <li>・南アフリカを座長とするワーキンググループにおいて、FAO/WHO 専門家会議に科学的助言を要請する際に必要な改定 NRV 作成の原則、リストに掲載されるべき栄養素、年代別性別、各国の現状等を含めた新たな討議資料を作成する。</li> </ul> <p>○第 27 回会議(2005 年:H17 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南アフリカより、受理した各国コメントをもとに NRV 策定の原則、異なる集団における NRV の基準、栄養素選択の基準を含む改訂報告書が説明された。その中で、WHA 56.23 の観点から、この作業の重要性が指摘され、最適 NRV の策定は、全ての人により良い健康をという WHO のゴールを達成する指標になりうることが強調された。</li> <li>・議長より、NRV 策定の目的は、1988 年ヘルシンキ会議において勧告されたように、栄養素強調表示に用いるためであり、最適栄養を求めるためではないということ、誤った情報から消費者を保護するためにビタミン・ミネラルの NRV 策定に関する一般原則作成に集中すべきである、とするコメントがあった。</li> <li>・部会は、南アフリカを議長とする電子 WG に対し、本会議における議論とコメントを考慮して表示目的のための NRV 策定に関する原則及び異なる集団における NRV 策定の必要性に焦点を絞って討議書を引き続き作成することを要請し、多くの国の参画が強く求められた。</li> </ul> <p>○第 28 回会議(2006 年:H18 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南アフリカによる討議書の改定案が示された。また同時に、この重要な案件の議長を続ける余力が無いとして、交替を要請した。</li> <li>・EC より次のような発言があった。               <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 栄養素参考量の改定は極めて重要でありこの作業は続ける必要がある。</li> <li>2) 討議書の作成に際しては、成人および6か月から36か月の乳幼児を対象とし、特にビタミンとミネラルの栄養素参考量の改定から始めるべきである。</li> </ol> </li> <li>・韓国より、この重要な案件の議長を引き受けてもよいとの意思表示があり、満場一致で合意された</li> </ul> <p>○第 29 回会議(2007 年:H19 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・韓国代表団の調整により EWG による検討を行い、年齢階層の異なるグループにおける NRV 策定のための討議文書、及び各国の現状についてその概要の報告がなされた。</li> <li>・米国を含む一部の国は、乳幼児を対象とした NRV の作成は非常に重要であるが、まず一般を対象とした NRV を作成しその後作業に入るべきだと主張した。</li> <li>・一方 EC からは、乳幼児を対象とした NRV の作成と、一般を対象とした NRV の作成を同時並行すべきとの意見が提出された。</li> <li>・当部会においては、まず一般に対する NRV を作成し、これを原則として乳幼児を対象とする NRV を作成するか否かについて再度検討すべきであるとするともに、ビタミン、ミネラルに関する部分を優先し実施することとした。</li> <li>・また、引き続き韓国により各国の意見を集めつつ次回会合までに再修正した討議資料(新規の作業として CAC 委員会の承認を得るための作業</li> </ul>

作業完了議題	各国の対応
	<p>提案書)を準備することとした。</p> <p>○第 30 回会議(2008 年:H20 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・韓国の作成による原案を、事前のWGで修正し、それをもとに議論をした。</li> <li>・基本となる栄養量の指標については、平均必要量ではなく、推奨量を用いること等の変更が加えられた</li> <li>・一般集団の NRV の数値の決め方については、異なる性年齢層の数値のうち、一番高い数値を用いるのではなく、対象となる集団を適切に代表すると考えられるサブグループの平均値を用いることで概ね合意された。</li> </ul> <p>以上の改訂案については、ステップ2/3に戻し、韓国を中心とする電子 WG で引き続き議論するとともに、FAO/WHO のビタミンおよびミネラルの必要量に関する専門家会議報告書のデータに基づいて、具体的数値案を策定する作業を行うこととされた。</p> <p>○第 31 回会議(2009 年:H21 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本作業では第一段階として、36 ヶ月齢以上の年齢の一般母集団を対象としたビタミン・ミネラルの栄養参照量(NRV; Nutrient Reference Value)を策定するための一般原則を定めることとされ、付属文書 I として、策定のための一般原則案が提案された(ステップ3)。根拠とするデータは、FAO/WHO のデータを第一の情報源とし、公知の権威ある学術機関からの最新のデータを考慮することで同意された。議論の後、部会は一般原則(付属文書 I)をステップ 5 に進めることに同意した。</li> <li>・次の段階として、合意した原則に基づき、現在ある全ての基準値とその科学的根拠を検討し、栄養表示ガイドライン(CAC/GL 2-1985)に示されているビタミンとミネラルの現行の NRV リストを適宜改正・拡大することとされ、付属文書 II として提案草案が提案された(ステップ3)。韓国より、提案された NRV は、主に 2004 年に作成された FAO/WHO によるガイドライン(ヒトの栄養におけるビタミンおよびミネラルの必要量)に基づいて作成されたこと、値が存在しないものについては、アメリカ医学院(IOM)のデータを参照したことが説明された。</li> <li>・NRV の算出方法については、一般集団の推奨量の加重平均を用いることで合意された。</li> <li>・部会は、付属文書 II について追加の考察が必要とし、ステップ3に留め置くことに同意した。</li> </ul> <p>○第 32 回会議(2010 年:H22 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般集団を対象としたビタミンおよびミネラルの栄養参照量(NRVs)を設定するための一般原則案(ステップ 7)について議論された。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 付属文書 III 前文:「政府は NRV を選択するかそれとも以下に示す一般原則の適正や、表示を目的とした独自の栄養参照量を確立する上で自国または地域における特定の他の要因を考慮してもよい」との文章について、「選択」を「推奨」とすることとされた。</li> <li>2) 定義:NRVs策定には INL<sub>98</sub>を用いることおよび UL の定義について合意された。</li> <li>3) 一般原則:一般集団の NRVsは 36 ヶ月以上の選択された集団の NRVs の平均値を算出すること。提案された NRVs値は、成人男性(19 から 65 歳)、成人女性(19 から 50 歳)のための値に基づくこととされていたが、年齢の枠をはずすことで合意された。</li> <li>4) 部会は付属文書 III をステップ 8 に進め、第 34 回総会に送ることに同意した。</li> </ol> </li> </ul> <p>●第34回CAC総会(2011/7)においてステップ8で採択された。  <b>Standards and Related Texts Adopted at Step 8</b>  <i>Annex to the Guidelines for on Nutrition Labelling: General Principle for Establishing Nutrient Reference Values of Vitamins and Minerals for General Population ( CAC/GL 2-1985) ALINORM 11/34/REP, REP11/NFSDU Appendix II</i></p>
<p>(10) 一般集団を対象とした非感染性疾患のリスクと関わりの</p>	<p>以前の取り扱いについては、(5)WHO 食事、運動と健康に関する世界戦略(DPAS)の実行計画案を参照</p> <p>○第 32 回会議(2010 年:H22 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般集団を対象とした食事や栄養に係る非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量(NRVs)原案(ステップ 4)</li> </ul>

作業完了議題

各国の対応

ある栄養素のNRV策定のための一般原則及びビタミン・ミネラル NRV 策定のための一般原則の統合

- 1) 会議の直前に開催された物理的作業部会において、座長国である米国より添付資料 2 について説明があり、議論がなされた。日本は「各国の公衆衛生事情は異なるので、同一の栄養素に対して2つの NRV を設定する際には、FAO/WHO またはその他の公知の科学的機関が示す参照量や、各国の DRIs を参考にしても良いのではないかと」発言した。
- 2) 部会では、NRVs-NCD を設定する際の一般原則として、根拠となるデータの科学的根拠のレベルについて議論された。日本をはじめ多くの国は、“Convincing or Probable” データを採用すべきとの見解を示した。EU は“Convincing/Generally Accepted”を支持し、米国は“Convincing”データのみを採用すべきとしたため、合意には至らなかった。“Probable”は[ ]付きのままとされた。
- 3) NRVs-NCD を設定する際の 1 日当たりの許容上限摂取量(UL)について議論された。カナダ代表より、米国医学院(IOM)が定義している Acceptable Macronutrient Distribution Range (AMDR)を参考にするのが良いとの提案があったが、合意には至らなかった。
- 4) 今後は、米国を座長国、タイ、チリを共同座長国として、電子作業部会においてステップ3で回付することとされた。

○第 33 回会議(2011 年:H23 年 11 月)

- ・一般集団を対象とした食事に関する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量(NRVs-NCD)を設定するための一般原則案(ステップ 4)
  - 1) 前文と定義について、NRVs の原則との一貫性を考慮し修正がなされた他、上限摂取量と許容主要栄養素分布範囲(AMDR)の定義を含めることとされた。
  - 2) NRVs-NCD を設定するための科学的根拠のレベルについては、日本をはじめ、WHO、オーストラリア、ニュージーランド、その他いくつかの国は“Probable”を支持した。“Probable”はおそらく確実であり、科学的根拠は“Convincing”よりは弱いだが、開発途上国にとっても必要であるとした。一方、米国、EU、カナダ、その他の国は、コーデックス基準は確実であるべきことから、“Convincing”を支持した。
  - 3) “Convincing” “Generally Accepted” “Probable”の定義について議論がなされ、これらの定義について脚注に説明文が追加された。
  - 4) 討議の結果、第1文から“Probable”が削除され、“Probable”レベルの使用を可とする文章を追加することで合意し、[ ]付きで 2 つの選択肢が示された。
  - 5) 部会は本会議で修正された一般原則案をステップ3に戻し、次回部会で検討するため電子作業部会(座長国:米国、共同座長国:タイ、チリ)を設置することで合意した。

○第 34 回会議(2012 年:H24 年 12 月)

表示を目的とした非感染性疾患(NCD)のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量(NRV)の策定と評価の原則(ステップ 4)

- ・一般集団を対象とした食事に関連する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素栄養参照量(NRVs-NCD)を設定するための一般原則(ステップ 4)
  - 1) NRVs-NCD の科学的根拠の強度のレベル(Convincing/Generally accepted と Probable evidence)について議論の結果、1 章 Preamble において、各国が独自に NRVs-NCD を設定する場合の科学的根拠レベルについては、“Convincing” や“Probable” に限定せず、各国が科学的根拠レベルを柔軟に選択できる規定とすることで合意した。
  - 2) 3 章 General Principles for Establishing NRVs-NCD に関連して、WHO は科学的根拠レベルの評価指標に “Convincing” という用語を既に用いておらず、新たに GRADE (Grading of Recommendations, Assessment, Development and Evaluation) 分類を用いていることから、NRVs-NCD の設定については“Convincing” など特定の用語のみに依拠する規定とするのではなく、GRADE 分類で “Convincing” に相当する科学的根拠レベルも採用できる規定にすべきとの意見があった。
  - 3) WHO 代表より、2002 年(WHO/FAO)と 2008 年(FAO/WHO)のレポートでは科学的根拠レベルの評価指標として、“Convincing、Probable、Possible、Insufficient”を用いていたが、2009 年の WHO の報告書以降、WHO では “High、Moderate、Low、Very low” を新たな評価指標として用いている旨説明があった。更に、FAO/WHO の代表から、栄養に関する FAO/WHO の合同専門家会議(Joint FAO/WHO Expert

作業完了議題	各国の対応
	<p>Meetings on Nutrition: JEMNU)の作業でもこの GRADE 分類を用いる予定である旨説明があった。</p> <p>4)NRVs-NCD の設定に係る規定に GRADE 分類を盛り込むことについては、時期尚早との意見や“Convincing”に限定すべきとの意見も一部出されたものの、最終的に部会としては、一般原則に GRADE 分類に関わる記述を盛り込む規定とすることで合意した。</p> <p>5)部会としては、本改訂原案をステップ 5/8 として第 36 回総会(2013)での採択を目指すことで合意した(マレーシアは異議を表明した)。</p> <p>●第36回CAC総会(2013/7)においてステップ 5/8で採択された。 REP13/NFSDU Appendix III</p> <p>・ビタミン、ミネラルの NRVs を設定するための一般原則と NRVs-NCD を設定するための一般原則の統合</p> <p>1)NRVs については、ビタミン、ミネラルの NRVs と NRVs-NCD の双方を1つの定義文に規定することが食品表示部会(CCFL)より提案され、2012 年7月の第35回総会において、この定義案を栄養表示ガイドラインに明記することが採択されていた。2つの一般原則を統合する場合、NRVs については、必要量に基づく NRVs-Requirements (NRVs-R)と NRVs-NCD の用語を新たに用いることとした上で、それぞれの定義については一般原則内に明記するか、あるいは栄養表示ガイドライン(CAC/GL 2-1985)に明記するかを検討することとなった。</p> <p>2)部会としては、2つの一般原則を統合することで合意した。NRVs-R と NRVs-NCD の定義については、一般原則に明記するのではなく、栄養表示ガイドラインの 2.6 章(NRVs の定義)及び 3.4 章(栄養素含有量の表示)に明記することとし、その修正案について第 41 回食品表示部会(CCFL)に諮った上、第 36 回総会での採択を目指すことで合意した。</p> <p>●第36回CAC総会(2013/7)においてステップ 5/8で採択された。 REP13/NFSDU Appendix IV</p>
<p>(11) 乳児(6-12 ヶ月齢)及び幼児用の調整補助食品ガイドライン(CAC/GL8-1991)の改訂原案</p>	<p>○第 31 回会議(2009 年:H21 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガーナを座長国とする電子作業部会で作成された討議文書をもとに議論された。</li> <li>・“complementary”と“supplementary”の使い分けが不明瞭との指摘を受け、このことについて長い議論が行なわれた。</li> <li>・本議題は、部会の新規作業とすることで合意され、ガーナを座長国とする電子作業部会を設置することで合意された。</li> </ul> <p>○第 32 回会議(2010 年:H22 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガーナを座長国とする電子作業部会で議論された結果をもとに作成された改訂原案について議論が行なわれた。</li> <li>・タイトル及び関連用語の扱いについて長い議論がなされ、最終的にタイが提案した”formulated complementary foods”とすることで合意された。</li> <li>・部会は、今後、ガーナが座長国、米国が副座長国を努めること及び物理的作業部会を設立することに合意した。今後改訂された原案をステップ 3 で回付し、コメントを求め、次回部会の直前に作業部会を開催することで合意された。</li> </ul> <p>○第 33 回会議(2011 年:H23 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガーナを座長国とする電子作業部会及び直前に開催された物理的作業部会で議論された結果をもとに作成された CRD1、討議文書及び改訂原案が提示され、議論が行なわれた(ステップ4)。</li> <li>・SCOPE: 穀物を主原料とする食品の規格の範囲で使用されている文言を挿入し、乳幼児の栄養に関する世界戦略及び世界保健総会決議 WHA54.2(2001)を参照することで合意された。</li> <li>・DESCRIPTION: 調製補助食品の摂取期間の定義について議論が行なわれ、部会は 6~24 ヶ月以上の乳幼児に対して使用できることで合</li> </ul>

作業完了議題	各国の対応
	<p>意した。部会は、2002年 WHO 世界会議報告書に加えて、2003年及び2005年 WHO 指針原則文書を脚注に引用することで合意した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料、衛生等、他の基準との整合性も含めて原案の追加、更新、修正が行われ、汚染物質については「落花生中のアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範」(CAC/RCP 55-2004)及び「穀物中のマイコトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範」(CAC/RCP 51-2003)の参照を挿入することで合意された。</li> <li>・果物・野菜に関する新たなセクションを設けるべきであるとの意見が出され、日本はこれに賛成の意見を表明した。</li> <li>・今後改訂された原案をステップ5に進め、第35回CAC総会で承認を得ることで合意された。第35回総会において、ステップ5で採択された。</li> </ul> <p>○第34回会議(2012年:H24年12月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガーナにより作成された改訂案が提示され、議論が行われた(ステップ5)。</li> <li>・今次部会では、6.5章(炭水化物)及びANNEXについて主に検討が行われた。このうち、炭水化物については、6.5.1章の「栄養甘味料(nutritive sweetener)を使用する場合は、控え目に使用すべきである」という規定案に関して検討が行われた。部会としては、「甘味付与の目的で添加する炭水化物は控え目に使用すべきである」と修正することで合意した。</li> <li>・ANNEXについては、ビタミンとミネラルの選択や量に関する手引きとなるため、ガイドラインに残すことで合意した。</li> <li>・CX/NFSDU 11/33/8に示されたANNEX修正案には、ビタミンやミネラルの値として、①RNI又はINL98、②EAR、③RNI70%の3種類の値が記載されていたが、部会としては、①のみ記載し、当該ガイドラインの対象となる食品については、1日当たりの分量中のビタミン及びミネラル含有量は、①の50%以上と規定することで合意した。</li> <li>・部会としては、本改訂案をステップ8として第36回総会での採択を目指すことで合意した。</li> </ul> <p>●第36回CAC総会(2013/7)においてステップ8で採択された。新たな用語の追加に対して米国が保留した。 Guidelines of formulate complementary foods for older infants and young children (CAC/GL8-1991, Revised in 2013). REP13/NFSDU Appendix II</p>

作業中止議題	各国の対応
<p>(1) 食品の栄養的特性と安全性に関する生産及び加工基準に関する討議資料</p>	<p>○第28回会議(2006年:H18年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養成分の質と安全性に関わる、食品の生産、加工について、栄養学的品質条項に関するガイドラインについて見直しを行いたい旨の提案がなされ、同ガイドライン作成に関する新規作業提案の合意が得られた。</li> <li>・また、本部会会議にカナダによる討議書を提出することも合意された。</li> </ul> <p>○第29回会議(2007年:H19年11月)</p> <p>本案件はCCFLでも取り扱っており、重複作業になりかねないとして、当部会においては当討議文書に基づく作業を見送ることとした。</p>

## 2. 現在、検討中の議題と経緯

現在検討中の基準	各国の対応																																																																								
<p>(1) 表示を目的とした栄養素参考量(NRVs)の追加または改定の提案に関する討議資料</p>	<p>○第 26 回会議(2004 年:H16 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビタミン・ミネラル フードサプリメントのガイドラインに関連し、NRVs (Nutrient Reference Values) の改定に関する議論である。FAO/WHO 専門家会議では、1988 以降改定の検討をしていない。部会として FAO/WHO 専門家会議に、改定のための科学的助言を要請する件につき討議。</li> <li>・現在、FAO/WHO 専門家会議では、栄養成分のリスク評価(2005)、糖質栄養(2006)、油脂栄養(未定)を予定している。FAO/WHO 専門家会議に科学的助言を要請する際には、要請内容を明確にする必要がある。</li> <li>・南アフリカを座長とするワーキンググループにおいて、FAO/WHO 専門家会議に科学的助言を要請する際に必要な改定 NRV 作成の原則、リストに掲載されるべき栄養素、年代別性別、各国の現状等を含めた新たな討議資料を作成する。</li> </ul> <p>[CX/NFSDU 05/27/4]</p> <table border="1" data-bbox="564 581 1787 1235"> <thead> <tr> <th colspan="2">VITAMINS</th> <th colspan="2">MINERALS</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Vitamin A</td> <td>Mcg</td> <td>Boron*</td> <td>Mcg*</td> </tr> <tr> <td>Vitamin C or ascorbic acid</td> <td>Mg</td> <td>Calcium</td> <td>Mg</td> </tr> <tr> <td>Vitamin D</td> <td>Mcg</td> <td>Chloride*</td> <td>Mg*</td> </tr> <tr> <td>Vitamin E*</td> <td>Mg TE*</td> <td>Chromium*</td> <td>Mcg*</td> </tr> <tr> <td>Vitamin K*</td> <td>mcg*</td> <td>Copper</td> <td>Mg</td> </tr> <tr> <td>Vitamin B<sub>1</sub> or thiamine</td> <td>Mg</td> <td>Fluoride*</td> <td>Mcg*</td> </tr> <tr> <td>Vitamin B<sub>2</sub> or riboflavin</td> <td>Mg</td> <td>Iodine</td> <td>Mcg</td> </tr> <tr> <td>Nicotinic acid, nicotinamide or niacin</td> <td>Mg</td> <td>Iron</td> <td>Mg</td> </tr> <tr> <td>Vitamin B<sub>6</sub> or pyridoxine</td> <td>Mg</td> <td>Magnesium</td> <td>Mg</td> </tr> <tr> <td>Folic acid or folate</td> <td>Mcg</td> <td>Manganese</td> <td>Mg</td> </tr> <tr> <td>Vitamin B<sub>12</sub> or cyanocobalamin</td> <td>Mcg</td> <td>Molybdenum*</td> <td>Mcg*</td> </tr> <tr> <td>Biotin*</td> <td>Mcg*</td> <td>Phosphorus*</td> <td>Mg*</td> </tr> <tr> <td>Choline*</td> <td>mg*</td> <td>Potassium*</td> <td>Mg*</td> </tr> <tr> <td>Inositol*</td> <td>mg*</td> <td>Selenium</td> <td>Mcg</td> </tr> <tr> <td>Pantothenic acid*</td> <td>Mg*</td> <td>Sodium*</td> <td>Mg*</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>Vanadium*</td> <td>Mcg*</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>Zinc</td> <td>Mg</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*)は、新規の追加項目。 乳幼児(0～3歳)と4歳以上の2つのセット。ただし、乳幼児用のリストでは、ナトリウム、塩素およびカリウムを含めない。</p> <p>○第 27 回会議(2005 年:H17 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南アフリカより、受理した各国コメントをもとに NRV 策定の原則、異なる集団における NRV の基準、栄養素選択の基準を含む改訂報告書が説明</li> </ul>	VITAMINS		MINERALS		Vitamin A	Mcg	Boron*	Mcg*	Vitamin C or ascorbic acid	Mg	Calcium	Mg	Vitamin D	Mcg	Chloride*	Mg*	Vitamin E*	Mg TE*	Chromium*	Mcg*	Vitamin K*	mcg*	Copper	Mg	Vitamin B <sub>1</sub> or thiamine	Mg	Fluoride*	Mcg*	Vitamin B <sub>2</sub> or riboflavin	Mg	Iodine	Mcg	Nicotinic acid, nicotinamide or niacin	Mg	Iron	Mg	Vitamin B <sub>6</sub> or pyridoxine	Mg	Magnesium	Mg	Folic acid or folate	Mcg	Manganese	Mg	Vitamin B <sub>12</sub> or cyanocobalamin	Mcg	Molybdenum*	Mcg*	Biotin*	Mcg*	Phosphorus*	Mg*	Choline*	mg*	Potassium*	Mg*	Inositol*	mg*	Selenium	Mcg	Pantothenic acid*	Mg*	Sodium*	Mg*			Vanadium*	Mcg*			Zinc	Mg
VITAMINS		MINERALS																																																																							
Vitamin A	Mcg	Boron*	Mcg*																																																																						
Vitamin C or ascorbic acid	Mg	Calcium	Mg																																																																						
Vitamin D	Mcg	Chloride*	Mg*																																																																						
Vitamin E*	Mg TE*	Chromium*	Mcg*																																																																						
Vitamin K*	mcg*	Copper	Mg																																																																						
Vitamin B <sub>1</sub> or thiamine	Mg	Fluoride*	Mcg*																																																																						
Vitamin B <sub>2</sub> or riboflavin	Mg	Iodine	Mcg																																																																						
Nicotinic acid, nicotinamide or niacin	Mg	Iron	Mg																																																																						
Vitamin B <sub>6</sub> or pyridoxine	Mg	Magnesium	Mg																																																																						
Folic acid or folate	Mcg	Manganese	Mg																																																																						
Vitamin B <sub>12</sub> or cyanocobalamin	Mcg	Molybdenum*	Mcg*																																																																						
Biotin*	Mcg*	Phosphorus*	Mg*																																																																						
Choline*	mg*	Potassium*	Mg*																																																																						
Inositol*	mg*	Selenium	Mcg																																																																						
Pantothenic acid*	Mg*	Sodium*	Mg*																																																																						
		Vanadium*	Mcg*																																																																						
		Zinc	Mg																																																																						

現在検討中の基準	各国の対応
	<p>された。その中で、WHA 56.23 の観点から、この作業の重要性が指摘され、最適 NRV の策定は、全ての人により良い健康をという WHO のゴールを達成する指標になりうることが強調された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議長より、NRV 策定の目的は、1988 年ヘルシンキ会議において勧告されたように、栄養素強調表示に用いるためであり、最適栄養を求めるためではないということ、誤った情報から消費者を保護するためにビタミン・ミネラルの NRV 策定に関する一般原則作成に集中すべきである、とするコメントがあった。</li> <li>・部会は、南アフリカを議長とする電子 WG に対し、本会議における議論とコメントを考慮して表示目的のための NRV 策定に関する原則及び異なる集団における NRV 策定の必要性に焦点を絞って討議書を引き続き作成することを要請し、多くの国の参画が強く求められた。</li> </ul> <p><b>○第 28 回会議(2006 年:H18 年 11 月)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南アフリカによる討議書の改定案が示された。また同時に、この重要な案件の議長を続ける余力が無いとして、交替を要請した。</li> <li>・EC より次のような発言があった。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 栄養素参考量の改定は極めて重要でありこの作業は続ける必要がある。</li> <li>2) 討議書の作成に際しては、成人および 6 か月から 36 か月の乳幼児を対象とし、特にビタミンとミネラルの栄養素参考量の改定から始めるべきである。</li> </ul> </li> <li>・韓国より、この重要な案件の議長を引き受けてもよいとの意思表示があり、満場一致で合意された</li> </ul> <p><b>○第 29 回会議(2007 年:H19 年 11 月)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・韓国代表団の調整により EWG による検討を行い、年齢階層の異なるグループにおける NRV 策定のための討議文書、及び各国の現状についてその概要の報告がなされた。</li> <li>・米国を含む一部の国は、乳幼児を対象とした NRV の作成は非常に重要であるが、まず一般を対象とした NRV を作成しその後作業に入るべきだと主張した。</li> <li>・一方 EC からは、乳幼児を対象とした NRV の作成と、一般を対象とした NRV の作成を同時並行すべきとの意見が提出された。</li> <li>・当部会においては、まず一般に対する NRV を作成し、これを原則として乳幼児を対象とする NRV を作成するか否かについて再度検討すべきであるとするともに、ビタミン、ミネラルに関する部分を優先し実施することとした。</li> <li>・また、引き続き韓国により各国の意見を集めつつ次回会合までに再修正した討議資料(新規の作業として CAC 委員会の承認を得るための作業提案書)を準備することとした。</li> </ul> <p><b>○第 30 回会議(2008 年:H20 年 11 月)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・韓国の作成による原案を、事前の WG で修正し、それをもとに議論をした。</li> <li>・基本となる栄養量の指標については、平均必要量ではなく、推奨量を用いること等の変更が加えられた</li> <li>・一般集団の NRV の数値の決め方については、異なる性年齢層の数値のうち、一番高い数値を用いるのではなく、対象となる集団を適切に代表すると考えられるサブグループの平均値を用いることで概ね合意された。</li> </ul> <p>以上の改訂案については、ステップ 2/3 に戻し、韓国を中心とする電子 WG で引き続き議論するとともに、FAO/WHO のビタミンおよびミネラルの必要量に関する専門家会議報告書のデータに基づいて、具体的数値案を策定する作業を行うこととされた。</p> <p><b>○第 31 回会議(2009 年:H21 年 11 月)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本作業では第一段階として、36 ヶ月齢以上の年齢の一般母集団を対象としたビタミン・ミネラルの栄養参照量 (NRV; Nutrient Reference Value)</li> </ul>



現在検討中の基準	各国の対応
	<p>を策定するための一般原則を定めることとされ、付属文書 I として、策定のための一般原則案が提案された(ステップ3)。根拠とするデータは、FAO/WHO のデータを第一の情報源とし、公知の権威ある学術機関からの最新のデータを考慮することで同意された。議論の後、部会は一般原則(付属文書 I)をステップ 5 に進めることに同意した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次の段階として、合意した一般原則に基づき、現在ある全ての基準値とその科学的根拠を検討し、栄養表示ガイドライン(CAC/GL 2-1985)に示されているビタミンとミネラルの現行の NRV リストを適宜改正・拡大することとされ、付属文書 II として提案草案が提案された(ステップ3)。韓国より、提案された NRV は、主に 2004 年に作成された FAO/WHO によるガイドライン(ヒトの栄養におけるビタミンおよびミネラルの必要量)に基づいて作成されたこと、値が存在しないものについては、アメリカ医学院(IOM)のデータを参照したことが説明された。</li> <li>・NRV の算出方法については、一般集団の推奨量の加重平均を用いることで合意された。</li> <li>・部会は、付属文書 II について追加の考察が必要とし、ステップ3に留め置くことに同意した。</li> </ul> <p>○第 32 回会議(2010 年:H22 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般集団を対象としたビタミンおよびミネラルの栄養参照量(NRVs)を設定するための一般原則案(ステップ 7)について議論された。部会は付属文書 III をステップ 8 に進め、第 34 回 CAC 総会に送ることに同意した(詳細は作業完了議題(9)を参照)。             <ul style="list-style-type: none"> <li>●第34回CAC総会(2011/7)においてステップ8で採択された。</li> </ul> </li> <li>・コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量(NRVs)の追加/改訂原案(ステップ 4)             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 部会の直前に開催された物理的作業部会において、議長国である韓国(副議長国オーストラリア)より、ビタミンおよびミネラルのpNRVs 案が示された。作業部会では、提案されたpNRVs値の科学的根拠について適切であるかについて議論されたが、データについてさらなる検討が必要とされた。</li> <li>2) 部会では、作業部会で議論された結果をもとに議論が行なわれ、今後、NRVsの根拠となるデータについて、FAO/WHO に対して再度評価を求めることとした。ビタミンおよびミネラルのリスト案にナトリウムとカリウムが追加された。</li> <li>3) 本議題は、次回ステップ 4 で再検討されることで合意された。</li> </ol> </li> </ul> <p>○第 33 回会議(2011 年:H23 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量(NRVs)の追加/改訂原案(ステップ 4)             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 前回部会での WHO/FAO からの要請を受け、55カ国から提出された各国の NRVs やその算定根拠及びデータをもとに議論が行なわれた。日本は事前に、日本人の食事摂取基準(2010 年版)の各栄養素の基準値を提出した。</li> <li>2) 各国からのデータに関して、共通の専門用語がないこと、同一の用語でも国毎に異なる概念で用いられている場合があること、詳細な情報の入手が困難な場合が多いこと、またデータ提出国の50%以上がひとつの地域に集中していたこと等が報告された。</li> <li>3) WHO は、併行して 1998 年以降の文献収集を PubMed 検索により実施したところ、栄養素によって科学的根拠を評価した文献数が大きく異なることを報告した。</li> <li>4) 28 種全てのビタミン・ミネラルについて同時に評価することは困難であるとして優先順位をつけるべきこと、ナトリウムとカリウムについては除外するべきであるとの意見が出されたが、オーストラリアから全ての栄養素について値を設定するための電子作業部会設置の提案があった。</li> <li>5) 部会は上記のオーストラリアを座長国とする電子作業部会による原案作成作業をステップ3に戻し、各国コメントをもとめるための資料を回付し、次回会議において討議することで合意した。</li> <li>6) WHO より各国に対し、既に登録された NRVs について訂正や追加があれば再登録するよう要請があった。会議後、日本はビタミン及びミネラルの栄養素等摂取基準値(NRVs)とその基準となる日本人の食事摂取基準(2005 年版)に記載されている当該栄養素の各指標を登録した。</li> </ol> </li> </ul>

現在検討中の基準	各国の対応
	<p>○第34回会議(2012年:H24年12月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量(NRVs)の追加/改訂原案(ステップ4)       <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 電子作業部会において、2012年2月および7月に検討資料が回付され、各国コメントに基づき同資料が修正され、新たなNRVsの候補値(potential NRVs: pNRVs)が提案された。</li> <li>2) 新たなpNRVsには、ナトリウムとカリウムは含まれていないが、ナトリウムについてはそのNRV-NCDが合意されており、カリウムについては次回会議に米国より討議資料が準備される(NRV-NCDの項目参照)。</li> <li>3) pNRVsのうち、WHO/FAOの推奨量(RNIs)に基づくビタミンK、B<sub>1</sub>、B<sub>2</sub>、B<sub>6</sub>、B<sub>12</sub>、ナイアシン、葉酸、パントテン酸、ビオチン、カルシウム、ヨウ素のpNRVの適切性については概ね合意に至り、ステップ5/8として第36回総会での採択を目指すことで合意した。           <ul style="list-style-type: none"> <li>●第36回CAC総会(2013/7)においてステップ5/8で採択された。</li> <li>REP13/NFSDU Appendix VII</li> </ul> </li> <li>4) WHO/FAO RNIsに基づくものの、電子作業部会でおそらく不適切(potentially unsuitable)と判定されたビタミンA、D、E、C、マグネシウム、セレンのpNRVについては、部会としてもこれらを不適切とみなすことで合意した。</li> <li>5) JEMNUを通じて、WHO/FAOから科学的助言が得られるのであれば、次回部会での検討に向けて、WHO/FAOに対する質問を電子作業部会で検討するべきであるとの合意に至った。FAO/WHOの代表は、その質問は優先度を考慮し明確なものであること、また、検討に要する時間はその質問の性質や得られる情報源に依存する旨指摘した。</li> <li>6) 米国でNRVsの設定作業が行われていること、また、EUでは欧州食品安全機関(EFSA)がビタミン、ミネラルのフルレビューを行っており、2015年に終了予定である旨情報提供があった。</li> <li>7) 鉄と亜鉛については、各国の食事の特性によって体内吸収率が異なるため、複数のpNRVが提案されており、部会でも様々な意見が示された。しかし、現時点では鉄と亜鉛のpNRVを合意できず、さらなる検討が必要とされた。</li> <li>8) WHO/FAOのRNIsではなく米国医学研究所(Institute of Medicine: IOM)の食事摂取基準(Dietary Reference Intakes: DRI)に基づくリン、塩化物、銅、フッ素、マンガン、クロム、モリブデンのpNRVについては、検討を先送りすることで合意した。</li> <li>9) RASB (Recognized Authoritative Scientific Body)の定義について、電子作業部会の定義案を基にいくつかの修正が加えられた。このうち、RASBとしての要件の一つに、1日当たりの摂取目安量に関する科学的助言を行っていることが規定されており、その科学的助言が何か国の政策で活用されていればよしとするかで議論になった。米国をはじめ数か国は2か国以上にすべきと主張したが、日本は、2か国以上を要件とした場合、その要件を満たすRASBは極めて限定され、偏ったデータが提供される可能性が否定できないことを指摘し、日本をはじめ数か国は1か国以上にすべきと主張したことから、部会としては1か国以上を要件とする案で合意した。</li> <li>10) 作業部会により提案されたナイアシンの換算係数については部会として合意したが、葉酸の変換係数については、その妥当性について時期尚早、葉酸類と葉酸では摂取方法が異なる等の意見が示された。部会としては、変換係数の表に注釈を付け、変換係数は国家当局への情報提供が目的であり、変換係数自体のハーモナイゼーションを意図したものではないことを明記することで合意した。ビタミンA、Eの変換係数については次回部会でさらに検討することで合意した。</li> <li>11) 今後の予定として、部会としては、オーストラリアを座長国とする電子作業部会を立ち上げ、①ビタミンA、D、E、C、マグネシウム、セレン、鉄、亜鉛のNRVs-Rと変換係数に関する追加/改訂原案の提言、②たんぱく質に係るNRVの検討とNRV-R改訂案の提言、③RASB定義の検討と最終定義案の提言等を付託事項として、NRVsに係る作業を行っていくことで合意した</li> <li>12) 値の適切性が認められたpNRVs(ステップ5/8として進めること、また他の値については電子作業部会でさらに検討を行うこととし、ステップ3として次回部会で検討することで合意した。</li> </ol> </li> </ul>

PROPOSED DRAFT ADDITIONAL OR REVISED NUTRIENT REFERENCE VALUES FOR LABELLING PURPOSES IN THE CODEX GUIDELINES ON NUTRITION LABELLING

(Step 5/8)

Proposed Draft NRVs

Vitamins and Minerals	NRVs -R
<b>Vitamins</b>	
Vitamin K (µg)	60
Thiamin (mg)	1.2
Riboflavin (mg)	1.2
Niacin (mg NE)	15
Vitamin B6 (mg)	1.3
Folate (µg DFE)	400
Vitamin B12 (µg)	2.4
Pantothenate (mg)	5
Biotin (µg)	30
<b>Minerals</b>	
Calcium (mg)	1,000
Iodine (µg)	150

Conversion factors for niacin and folate equivalents

Vitamin	Dietary equivalents	
Niacin	1 mg niacin equivalents (NE) =	1 mg niacin 60 mg tryptophan
Folate	1 µg dietary folate equivalents (DFE) =	1 µg food folate 0.6 µg folic acid added to food or as supplement consumed with food 0.5 µg folic acid as supplement taken on an empty stomach

●ビタミン K、B<sub>1</sub>、B<sub>2</sub>、B<sub>6</sub>、B<sub>12</sub>、ナイアシン、葉酸、パントテン酸、ビオチン、カルシウム、ヨウ素、及びナイアシンと葉酸の変換係数については第36回CAC総会(2013/7)においてステップ 5/8 で採択されたが、ベニンが保留した。  
REP13/NFSU Appendix VII

○第 35 回会議(2013 年:H25 年 11 月)

・コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量(NRVs)の追加/改訂原案(ステップ 4)部会前の電子部会において、議長国のオーストラリアから、承認された権威ある科学機関(Recognized Authoritative Scientific Bodies: RASB)のノミネート及び NRVs の策定の基となる INL98 の登録(ビタミン A, D, E, C, Mg, Se, Fe, Zn, たんぱく質)及びその根拠について登録要請があり、我が

現在検討中の基準	各国の対応
	<p>国は RASB として国立健康・栄養研究所 (NIHN) を推薦するとともに、日本の NRVs とその根拠となる日本人の食事摂取基準 (2005 年版) の推定平均必要量及び目安量を登録した。一方、オーストラリアは、NIHN の HP より、英語版日本人の食事摂取基準 (2010 年版) から 19-50 歳の推奨量を基に加重平均により INL98 を算出し、日本の値とした。これらの作業と値については、部会においてオーストラリアと確認作業を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 用語 bioavailability を absorption に変更する。</li> <li>2) WHO/FAO RNIs に基づくものの、電子作業部会でおそらく不適切 (potentially unsuitable) と判定された栄養成分の NRV-R の計算方法は、RASB から得られた NRV-R の値が近似している場合はこれらを平均することが可能であるが、そうでない場合は、最も適切な値、または最も新しく評価された値を選択すべきであるとされた。</li> <li>3) たんぱく質の NRV-R の策定に際しては、WHO/FAO の Daily Intake Reference Values (DIRVs) 0.83g/体重 kg/day 及び、WHO/FAO の reference mean adult body weight (60kg) を用い算出することとなり、最終的に 50g/day (=0.83×60kg) で合意され、第 37 回総会に諮ることで合意した。</li> <li>4) RASB (Recognized Authoritative Scientific Body) の定義について議論され、「WHO/FAO 以外で、政府又は地域当局によって支持されている機関であること、必要に応じて、1 日当たりの摂取目安量に関して、独立的かつ透明性のある権威的な科学的助言を行っていること、その科学的助言が 1 カ国以上の政策で活用されていること」とされ、合意され、第 37 回総会に諮ることで合意した。</li> <li>5) ビタミン C、亜鉛、鉄、セレン、マンガン、モリブデン及びフッ素の NRV-R について 2014 年次回部会で議論することで合意された。その他の栄養成分については次回以降に検討すること、また、6-36 カ月齢の NRV-R については 2017 年以降に検討するという作業スケジュールがオーストラリアより示され、合意された。</li> <li>6) オーストラリアを議長国として電子作業部会を設置しステップ 3 として、今次部会で検討していないビタミン・ミネラルの NRVs について検討を行うことで合意した。</li> </ol>
<p>(2) 表示を目的とした食事に関係する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量 (NRVs) の策定</p>	<p>以前の取り扱いについては、(5) WHO 食事、運動と健康に関する世界戦略 (DPAS) の実行計画案を参照</p> <p>○第 32 回会議 (2010 年: H22 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般集団を対象とした食事や栄養に関係する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量 (NRVs) 原案 (ステップ 4)</li> <li>5) 会議の直前に開催された物理的作業部会において、座長国である米国より添付資料 2 について説明があり、議論がなされた。日本は「各国の公衆衛生事情は異なるので、同一の栄養素に対して 2 つの NRV を設定する際には、FAO/WHO またはその他の公知の科学的機関が示す参照量や、各国の DRIs を参考にしても良いのではないかと」発言した。</li> <li>6) 部会では、NRVs-NCD を設定する際の一般原則として、根拠となるデータの科学的根拠のレベルについて議論された。日本をはじめ多くの国は、「Convincing or Probable」データを採用すべきとの見解を示した。EU は「Convincing/Generally Accepted」を支持し、米国は「Convincing」データのみを採用すべきとしたため、合意には至らなかった。「Probable」は [ ] 付きのままとされた。</li> <li>7) NRVs-NCD を設定する際の 1 日当たりの許容上限摂取量 (UL) について議論された。カナダ代表より、米国医学院 (IOM) が定義している Acceptable Macronutrient Distribution Range (AMDR) を参考にするのが良いとの提案があったが、合意には至らなかった。</li> <li>8) 今後は、米国を座長国、タイ、チリを共同座長国として、電子作業部会においてステップ 3 で回付することとされた。</li> </ul> <p>○第 33 回会議 (2011 年: H23 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般集団を対象とした食事や栄養に関係する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量 (NRVs-NCD) 案 (ステップ 4)</li> <li>1) タイは、共同座長国として電子作業部会の結論について報告し、飽和脂肪酸及びナトリウムの NRVs-NCD を設定するためのデータソースとして、飽和脂肪酸については 2008 年 FAO/WHO 合同専門家会合報告書 (FNP 91) を、ナトリウムについては、食事・栄養及び慢性疾患予防に関する 2002 年 FAO/WHO 合同専門家会合報告書 (TR 916) を提案した。</li> </ul>

現在検討中の基準	各国の対応
	<p>2) 飽和脂肪酸のNRVを設定するための科学的根拠が十分であるかについて議論がなされた。マレーシア及びオブザーバーのNHFは十分でないとし、WHO、米国、タイ、日本、その他の多くの国は飽和脂肪酸と心疾患のリスクとの関係については十分な科学的根拠があるとの意見を述べた。最終的に FNP 91 の報告書通り、飽和脂肪酸の総エネルギー摂取量に占める割合は 10%が適切とされ、エネルギー参照量が 2,000kcal(8370kJ)の場合、飽和脂肪酸のNRVを22g、もしくはまるめて20gとの提案がなされた。部会として、飽和脂肪酸のNRVを20gとすることで合意した。マレーシアは部会の決定に対して、保留を表明した。</p> <p>3) ナトリウムのNRVについては2,000mgとすることで合意し、飽和脂肪酸のNRVと合わせてステップ5/8として第35回CAC総会(2012)において迅速手続きでの承認を提案し、同時にCCFLに通知することとした。</p> <p>○第34回会議(2012年:H24年12月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般集団を対象とした食事や栄養に関する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量(NRVs-NCD)案(ステップ7)             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 前回部会では、SFA(20g/2000kcal/day)、ナトリウム(2000mg/day)について、ステップ5/8として総会に諮ることが合意された。しかし、第35回総会では、マレーシアから、NRVs-NCD策定の一般原則はまだステップ3であり確定していないとの反対意見があり、SFAとナトリウムのNRVs-NCDについては、ステップ5で採択の上、WHOのレビュー作業の結果も踏まえつつ、今次部会で引き続き検討されることとなった。</li> <li>2) フィリピンは、SFAの種類により生物学的特性や生理作用は異なるため、SFAのNRV-NCD案(20g/2000kcal/day)は支持しない旨コメントした。また、マレーシアはSFAのNRV設定自体を支持しない旨コメントし、その理由として、SFAのNRVの設定については前回部会で全会一致を得ていないこと、全てのSFAに血中コレステロール上昇作用があるわけではないこと、SFAの摂取はNCDと有意に関連しないことがいくつかの研究で示されていること等を挙げた。さらにマレーシアは、部会は総会の結果を尊重し、WHOによるレビュー作業の結果を待つべきである旨コメントした。</li> <li>3) 米国をはじめ数ヶ国はSFAとナトリウムのNRVs案をステップ8に進めることを支持し、その理由として、これらの値が”Convincing”な根拠に基づくものであること、SFA、ナトリウムとも栄養成分表示を行う場合に必ず表示すべき成分として栄養表示ガイドラインに規定されていること、これらのNRVsの設定については、食事、運動及び健康に関するWHOの世界的な戦略を遂行する上で重要であること等を挙げた。</li> <li>4) WHOからは、食事と健康に関する栄養ガイダンス専門家諮問グループ(WHO Nutrition Guidance Expert Advisory Group: NUGAG)により進められているSFAとTFAの最新ガイドラインの作成作業については、今後とも部会において進捗や結果を報告する予定であること、しかし、現在得られている科学的根拠に照らしても、20gというSFAのNRV-NCD案はWHOとして支持できる旨発言があった。また、2000mgというナトリウムのNRV-NCD案については、成人と小児のためのWHOナトリウム摂取ガイドライン(2012年)によっても支持されている旨発言があった。</li> <li>5) 部会としては、SFA20g/日とナトリウム2000mg/日のNRV-NCD案について、ステップ8として第36回総会での採択を目指すことで合意した。</li> </ol> <p>●第36回CAC総会(2013/7)においてステップ8で採択された。フィリピンとマレーシアが保留した。 REP13/NFSDU Appendix V</p> <p>○第35回会議(2013年:H25年11月)</p> <p>米国より、カリウムのNRV-NCDについて設定を検討するための討議文書が提案され、我が国をはじめ多くの国が賛同した。第37回総会の承認を前提として、米国を議長国、チリを共同議長国とした電子作業部会を設置することで合意した。</p> </li></ul>
<p>(3) 必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則の改定原案</p>	<p>○第27回会議(2005年:H17年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間的制約のため討議ができず、次回会議で討議予定。</li> </ul> <p>○第28回会議(2006年:H18年11月)</p>

現在検討中の基準	各国の対応
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カナダによる食品の調整、生産、加工についてのガイドライン作成に関する新規作業提案の合意が得られ、次回会議に討議書を提出することが合意された。</li> </ul> <p>○第 29 回会議(2007 年:H19 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「食品への必須栄養素の添加に関するコーデックス一般原則(CAC/GL09-1987)」は、必須栄養素を強化、復元し、或いは栄養素の等価性を目的に添加することで、食品の総合的な栄養品質を維持、改善する指標を示すものであるが、1987 年に一般原則が導入され、その後 1989 年、1991 年に改正されて以降、ビタミンやミネラルの添加、強化について技術的にも変化、考え方(philosophy)も変わり、更には生理活性のある非栄養素(non-nutrient bioactive substances)の添加についても興味が示されている。</li> <li>・食品中の栄養素および非栄養成分のもつ健康ならびに疾病リスク減少における役割が理解されるようになってきたことから、同原則が有用で役に立つものとなるようにするため、カナダ代表団から修正のための新規作業の提案である。</li> <li>・本部会で当議題の内容について協議を行い、検討の範囲を研究結果に基づく範囲に限定し、再度提出することが合意された。</li> </ul> <p>○第 31 回会議(2009 年:H21 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品への必須栄養素の添加に関するコーデックス一般原則(CAC/GL09-1987)」について見直すべきというカナダ提案の新規作業について電子作業部会で作成された討議資料に基づき議論された。</li> <li>・フードサプリメントにはこの原則は適用されないことが確認された。原則は、義務的強化と任意の強化を区別していないことが指摘された。</li> <li>・上限設定については、FAO/WHO のデータを第一の情報源とすべきとされた。</li> </ul> <p>○第 32 回会議(2010 年:H22 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カナダ、チリ、ニュージーランドによる電子作業部会で議論された結果をもとに作成された討議文書について議論された(ステップ4)。</li> <li>・本議題は、必須栄養素の添加による過剰摂取を回避することを目的としている。原則、目的の範囲、定義等について議論された。原則については、「義務的」あるいは「任意の」栄養強化に対するこうした原則の適用、ならびにこうした原則をいかに構成するかについて、さらに検討することで合意された。</li> <li>・今後は、カナダ、メキシコ、ニュージーランドを座長国とする電子作業部会で議論し、改訂された文書をステップ 3 で回付し、次回部会前に物理的作業部会を開催することとされた。</li> </ul> <p>○第 33 回会議(2011 年:H23 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・座長国のカナダは、電子作業部会(共同座長国:チリ、ニュージーランド)及び会期直前の物理的作業部会での議論に基づいて CRD2 を提示し、物理的作業部会では文書の構成、各セクションの目的、個々の原則を検討したものの、具体的な表現の検討には至らなかったことを報告した(ステップ4)。</li> <li>・CRD2、討議文書、改訂原案について議論されたが、米国より文書の構成が複雑であること等が指摘され、次回までに電子作業部会(座長国:カナダ、共同座長国:ニュージーランド)において検討資料の作成を行なうことで合意された。</li> <li>・付託事項は、一般原則の構成について合意を得ること、一般原則の3~7章について一般的な原則、補足的な原則、指針的な原則について合意を得ること、添加の目的を原則とともに緒言に記載すべきかを検討すること、義務的な添加を支持するための実証レベルについて検討すること等である。</li> <li>・本議題はステップ 3 に差し戻すことで合意された。</li> </ul>

現在検討中の基準	各国の対応
	<p>○第 34 回会議(2012 年:H24 年 12 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総論的な内容としては、一般原則の対象に特殊用途食品を含めるかどうか、章によっては必須栄養素の義務的添加と任意添加を明確に書き分けるべきか等について議論が行われたが、いずれの事項についても結論が得られず、今後検討を行っていくこととなった。また、一般原則の枠組みについても様々な議論が行われたが、いずれの事項についても結論又は合意は得られなかった(ステップ4)。</li> <li>・部会としては、討議文書の準備や次回部会での検討に向けて、カナダを座長国、ニュージーランドを共同座長国とする電子作業部会を立ち上げることとし、ステップ 3 として次回部会で検討することで合意した。</li> </ul> <p>○第 35 回会議(2013 年:H25 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カナダから電子作業部会で課題を特定した項目について、項目毎に事前に開催された物理的作業部会で討議した。</li> <li>・カナダから提案されたCRD1に基づいて、部会においてさらに議論した結果、いくつかの項目について課題は残ったものの、大部分について合意が得られたことから、ステップ5として第37回総会に諮ることで合意された。</li> </ul>
<p>(4) エネルギー係数に関する専門家会議の審議資料</p> <p>この議題については、第 25 回以降、追いかけても議題見当たらないので、コメントができません。</p>	<p>○第 24 回会議(2002 年:H14 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FAO から「Harmonization of Energy Conversion Values」に関する専門家会議が、2002 年 12 月に開かれ、最終報告書が 2003 年 2 月末までにウェブサイトに掲載され、その後直ちに出版されると報告された。</li> <li>・次回の会議の検討資料になる予定となった。</li> </ul> <p>○第 25 回会議(2003 年:H15 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー換算係数に関するFAOのワークショップの結論「食品に含まれるエネルギーの分析方法と表現方法」が完成したものの、まだCOD EXメンバーには回付されていないと報告があった。</li> <li>・部会事務局に対し、このワークショップの結論をまとめ、かつ将来当部会がどのようなアクションをとるべきか記述した要約を作成することが要請された。</li> </ul>
<p>(5) 乳幼児用穀物加工食品の規格基準(CODEX STAN 74-1981)に低体重児用の新規 Part を挿入することに関する修正原案穀物</p>	<p>○第 29 回会議(2007 年:H19 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インド代表团より、インドにおける低体重児の実態について報告がなされ、穀物を原料とした栄養補助食品について検討するよう提案がなされ受理された。</li> <li>・次回会合での検討のため、インドがより詳細な作業提案書を作成することで合意した。</li> </ul> <p>○第 30 回会議(2008 年:H20 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当提案とガーナ提案の「乳児(6~12ヶ月齢および幼児用調製補助食品に関するガイドライン改訂)について、1つの作業として行うことも含めて議論された。</li> <li>・両提案が、途上国の栄養失調児を対象としているものの、対象食品が異なることから個別の作業とすることとされた。</li> <li>・インド、ガーナ主導の電子 WG を立ち上げ、緊密に連絡を取りつつも、個別の作業として案を策定し議論することとなった。</li> </ul> <p>○第 31 回会議(2009 年:H21 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インド代表团より提出された討議文書について説明があったが、討議の時間が少なかったことから十分な議論ができなかった。</li> <li>・今後、引き続き電子作業部会を開催し、次回の部会で再度議論することで合意された。</li> </ul> <p>○第 32 回会議(2010 年:H22 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部会は、インドを座長国とする電子作業部会を設立し、乳幼児用の精製穀物加工食品の規格基準(CODEX STN 74-1981)に低体重児童向けの</li> </ul>

現在検討中の基準	各国の対応
	<p>新規 PartB を取り入れることについての討議文書の改訂版を作成することについて、前回の部会で同意が得られていることに言及した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・WHO は、単純に低体重児を扱うことが世界の小児の栄養不足を解決することにはならないことから、低体重児童に焦点をあてることは適切でないことに言及した。WHO 代表は、この作業を進めるにあたり、その概念とアプローチを慎重に見直すことを要請した。</li> <li>・部会は、インドを座長国として電子作業部会を開催し、ステップ3で議論するための資料を作成することで合意した。</li> <li>・本件については、新規作業として第 34 回 CAC 総会に提出することで合意された。</li> </ul> <p>○第 33 回会議(2011 年:H23 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インドを座長国とする電子作業部会において、特に必須成分や穀類含量、エネルギー密度、たんぱく質量について十分な議論が行なわれ、討議文書が用意されたが、時間の関係から議論ができなかった。</li> <li>・今後、引き続き電子作業部会において再検討した上で、ステップ 3 でコメントを回付し、次回部会で議論することで合意された。</li> </ul> <p>○第 34 回会議(2012 年:H24 年 12 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・座長国のインドより討議文書が回付されたのは、部会直前であった(ステップ 4)。討議文書の検討には事前に時間が必要との意見や、低体重になるリスクのある小児向けの食品は規格のパート A で対処できるのではないかとの意見が数ヶ国から示された。</li> <li>・WHO は、パート B として提案されている規格の範囲(scope)はより明確化する必要があると指摘した。また、低体重は-1標準偏差以上か-2標準偏差以上かを問わず、発育不全(stunting)とるいそう(wasting)が複合したものであり、発育不全とるいそうの小児に必要な食事は同一ではないと指摘した。</li> <li>・WHO は、CX/NFSDU 12/34/10 に示されている低体重リスクのある小児は、ある地域では全ての小児に該当し、現行規格で対処できる可能性があること、また、インドが取り組みたいのはおそらく、身長体重比が WHO の小児成長基準(WHO child growth standards)の中央値に対し-3から-2Zスコア<sup>1</sup>の中等度急性栄養失調の小児ではないかと指摘した。</li> <li>・部会としては、インドを座長国、ボツワナを共同座長国とする電子作業部会を立ち上げ、部会での指摘事項をもとに規格原案の改訂を行っていくこと、また、修正原案を電子作業部会に差し戻し、ステップ 3 として次回部会で議論することで合意した</li> </ul> <p>○第 35 回会議(2013 年:H25 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・WHO は、インドは低体重の定義について誤解があり、本規格の対象に対して低体重の定義を誤用していると指摘した。①低体重と発育不全やるいそうは、その重症度の問題ではなく、それぞれ栄養失調の結果であること、②それらには栄養失調のタイプによる異なった指標があり、-1SD、-2SD、-3SD は、単に低体重や発育不全、るいそうの重症度の指標であること、③低体重は発育不全とるいそうが複合したものであり、発育不全とるいそうの小児に必要な食事は同一ではないことなどを指摘した。</li> <li>・WHO は、低体重の多くは発育不全に因ることから、このような小児にとってエネルギー密度の高い食事は、状態を改善せず、過体重や肥満といったさらなる栄養問題を起こしかねないとし、パート B の範囲をより明確化する必要があるとした。多くの国が WHO の意見を支持した。あるいは作業中止の意見を表明した。</li> <li>・インドは適用範囲を発育不全とする旨を表明した。</li> <li>・インドを議長国とする電子的作業部会を再度設置し、作業をステップ 2/3 に差し戻し、WHO のガイダンス文書及び今次部会のコメントを検討し、電子作業部会メンバー国らの全てのコメントを考慮して新たなパート B の規格を準備するか、異なるアプローチを検討していくこととなった。さらに、パート B の範囲の設置に至らなかった場合には、次回部会において作業の中止を提案することで合意した。</li> </ul>

<sup>1</sup> ある観測値が平均値から標準偏差の何倍程度離れているかを示す指標。(観測値-平均値) ÷ 標準偏差により算出される。



現在検討中の基準	各国の対応
<p>(6) フォローアップフォーミュラ規格 (CODEX STAN 156-1987) の改定</p>	<p>○第 32 回会議(2010 年:H22 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニュージーランドからフォローアップフォーミュラ規格 (CODEX STAN 156-1987) を改訂する新規作業提案がなされ、次回部会でニュージーランドが作成した討議文書を基に議論することで合意された。</li> </ul> <p>○第 33 回会議(2011 年:H23 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニュージーランドは、フォローアップフォーミュラに関する現行規格が策定されてから 20 年以上がたち、技術的な発展だけでなく、フォローアップフォーミュラの多様化も考慮する必要があることから、規格 (CODEX STAN 156-1987) の見直し及びその範囲について提案したが、時間の関係で討議できなかったため、次回部会検討することで合意された。</li> </ul> <p>○第 34 回会議(2012 年:H24 年 12 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部会としては、現行規格を全面的に見直すことで合意した。フォローアップフォーミュラの規格が、乳幼児の栄養に関する世界勧告に照らしても、やはり必要かどうか等について検討することで合意した。</li> <li>・WHO は、世界保健総会 (World Health Assembly: WHA) ではいわゆるフォローアップミルクのような調製乳は不要 (WHA 39.28) と明確に示されている旨指摘した。このため、もし現行規格の全面的見直しの中で、6ヶ月から3歳児におけるフォローアップフォーミュラの利用実態調査も行うのであれば、WHO としてもこの全面的見直し作業を支持する旨発言があった。</li> <li>・部会としては、フォローアップフォーミュラの規格の見直しに関する新規作業を進めるため、ニュージーランドを座長国、フランスとインドネシアを共同座長国とする電子作業部会を立ち上げることで合意した。</li> </ul> <p>○第 35 回会議(2013 年:H25 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニュージーランドより、これまでの経緯と電子作業部会の内容が報告され、6-12か月児は、基本はインファントフォーミュラ (IF)、フォローアップフォーミュラ (FUF) は12か月以降という意見が多かった旨が報告された。</li> <li>・WHO は、2013年7月に公開された、WHO statement on follow-up formula “information concerning the use and marketing of follow-up formula” を紹介し、FUFは不要であること、その成分構成から母乳の代替にはならないこと、しかし市場にあることから、それらを規制することは必要であると述べた。いくつかの国とオブザーバーは WHO を支持した。</li> <li>・部会は、年齢区分ごとの栄養学的必要性の検証を進め、IFとFUFに係る現行の製品基準を比較し、次回部会の資料を準備するための電子作業部会を立ち上げることで合意した (ステップ4)。</li> </ul>
<p>(7) トランス酸の定義に関する討議資料</p>	<p>コーデックス表示部会より要請されたトランス酸の定義に関する議論である。</p> <p>○第 25 回会議(2003 年:H15 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トランス脂肪酸に関しては定義、分析法等検討事項が多く残されていると認識。</li> <li>・マレーシアがデンマークの協力を得て、電子 WG により討議資料を作成することとなった。</li> </ul> <p>○第 26 回会議(2004 年:H16 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マレーシア及びデンマークが討議資料を作成した。</li> <li>・本会議でのマレーシアによる提案説明に際しては、“化学構造及びAOCS試験法をもとに”原案の第一文のみを提案した。 トランス脂肪酸とは、そのトランス配位において、少なくとも 1 個のメチレン基 (-CH<sub>2</sub>-CH<sub>2</sub>-) が入ることにより、炭素と炭素の二重結合部分が分離されている非共役のすべてのモノ不飽和脂肪酸と多価不飽和脂肪酸の立体異性体と定義される。</li> </ul>

現在検討中の基準	各国の対応
	<p>・IDF から、水素添加行程に言及するべきであるとの意見が出されたが、下記提案の通りで合意し、この結果は表示部会に送付され、後の取り扱いについては表示部会の討議による。</p> <p>For the purpose of the Codex guidelines on Nutrition Labeling and other related Codex Standards and Guidelines, trans fatty acids are defined as all the geometrical isomers of monounsaturated and polyunsaturated fatty acids having non-conjugated interrupted by at least one methylene group carbon-carbon double bonds in the trans configuration.</p> <p>○第 33 回会議(2011 年:H23 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マレーシアより、表示部会におけるトランス脂肪酸の定義の見直しに関する改定案について取り下げる意向が示された。これに関し部会は、新しい科学的知見もないことから、現時点における改訂は必要ないとした。</li> <li>・オーストラリアより、共役脂肪酸がトランス脂肪酸の定義から除外されていることに関し、共役脂肪酸(共役リノール酸等)の健康影響について新たな知見があるとして、定義の見直しが提案された。本案は新たな案件となることから、次回の当部会においてオーストラリアより新規作業として提案することとした。</li> </ul> <p>○第 34 回会議(2012 年:H24 年 12 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オーストラリアによるトランス脂肪酸の定義の見直しに関する新規作業提案に対し、WHO からは、SFA と TFA に関する作業が NUGAG のサブグループで進行中であり、共役脂肪酸についても冠動脈疾患の発症や全死亡率等、主要健康指標への影響に関するレビューを行っているが、健康上の利益との関連については調査していない旨発言があった。</li> <li>・部会としては、NUGAG の作業結果が得られるまで、本議題の議論は行わないことで合意した。</li> </ul>

### 3. その他の事項及び今後の作業

現在検討中の基準	各国の対応
(1)プロラミン分析と毒性に関する WG の報告	<p>○第 24 回会議(2002 年:H14 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2003 年 3 月に報告書が提出できる見込みであり、グルテンフリー食品に関する規格案は次回会議で、別途議案として検討することに同意した。第 25 回以降は、議題「グルテン不耐性者用特殊用途食品規格」において検討され、第 31 回 CAC 総会でこの議題が採択され終了している。</li> </ul>
(2)乳児用調整粉乳中の病原細菌	<p>○第 24 回会議(2002 年:H14 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部会ではCCFH(食品衛生規格部会)に新規課題として提案した。</li> <li>・さらに、1979 年から改訂を行っていない乳児および幼児用食品の衛生規定の勧告国際規格の作業を行うように CCFH に求め、また FAO/WHO の専門家会議にもその必要性を評価するように勧告した。</li> </ul> <p>この議題は、第 35 回 CCFH 会議(2003/5)に付託を確認したが、されていない。その後の CCFH の議事録は確認していないが、CCNFSDU での議論はされていない。</p>
(3)乳児用調整乳の基準における公定法について	<p>○第 29 回会議(2007 年:H19 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養成分の分析に係る公定法の策定について、米国を中心として本会議の合間を縫い一部の参加国間で協議がなされ、第 30 回会合までに</li> </ul>

現在検討中の基準	各国の対応
	EWGを開催し、栄養成分の分析に必要な分析法のリストを作成するとともに、必要に応じ CCMAS に検討を依頼することとした。 第 30 回の議題には上がっていない。
(4) 食品添加物リスト (CODEX STAN 74-1981) の修正提案	<p>○第 34 回会議(2012 年:H24 年 12 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インファントフォーミュラ及び乳児用特殊医療用フォーミュラの規格に含まれる食品添加物の分類について、食品添加物部会 (CCFA) より生理的体成分や生理的代謝物などの分類分けが提案されたことから、クエン酸塩及びリン酸塩を添加物リストに含むべきとされた。スイスが添加物リストを修正の上、回付することとされていたが、実際に回付されたのは部会直前であった。</li> <li>・部会としては、討議文書については事前確認の時間がなかったことから、次回部会で検討を行うことで合意し、スイスは各添加物の要否情報を収載した討議文書を用意することとなった。</li> </ul> <p>○第 35 回会議(2013 年:H25 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スイスは討議文書を示し、各添加物の必要性等については、ISDI (International Special Dietary Foods Industries:国際特殊用途食品産業会) からの意見が含まれており、各国からのコメントは多岐にわたり、さらなる電子作業部会での検討が必要であると指摘した。インファントフォーミュラでは、アラビアガム、脂肪酸ショ糖エステル、グリセロール酢酸エステル及び脂肪酸エステル、<math>\gamma</math>、<math>\delta</math>トコフェロール (VitE 同族体) が、乳児用特殊医療用フォーミュラでは、アルギン酸塩、グアガム、アラビアガム、カルボキシメチルセルロース塩、モノ及びジグリセライドが削除の対象とされた。我が国は、乳化剤としての脂肪酸ショ糖エステル使用について、削除の方針を示している。</li> <li>・部会は、乳幼児用食品への添加物の使用は、General Standard for Food Additives (CODEX STAN 192-1995) Preamble に則り、添加物の使用基準は技術的に必要なレベルの可能な限り最も低いレベルとすべきであること、CODEX STAN 72-1981 の添加物リスト改訂原案に関して、各国コメントを十分に検討すること、乳児等用食品における添加物の技術的必要性を評価することが重要であり、評価したプロセスや関係者からの情報を考慮に入れるべきこととした。</li> <li>・スイスを議長国とする電子作業部会を設置し、改訂したリストと今後の作業について部会に提案することで合意した。</li> </ul>
(5) WHO 食事、運動と健康に関する世界戦略(DPAS)の実行計画案	<p>○第 27 回会議(2005 年:H17 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 28 回 CAC 委員会において、DPAS 実行に関連するコーデックス活動は、主として食品表示部会と栄養・特殊用途食品部会の業務になること、その業務のために EAO と協力し、WHO が新規業務に関する具体的提案を含むより絞り込んだ資料を作成することになっている。</li> <li>・WHO は、WHO と FAO が設立する電子フォーラムへの参加を奨励した。このフォーラムは CCFNSDU が検討すべき分野の設定、コメント、討議を行ない、以下の内容を含む(CRD23)とした。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) DPAS の目的達成に障害となるおそれのある現行規格の評価</li> <li>2) DPAS に関連する新規あるいは改訂規格、ガイドライン、勧告の検討に必要な EAO と WHO による科学的アドバイスに関する提案</li> <li>3) DPAS 達成に寄与する可能性のあるコーデックスの責務として扱う消費者情報</li> <li>4) 栄養に対するリスク分析の適用</li> </ol> </li> <li>・WHO は電子メールなどを通じて集めたコメントを基に、2006 年 7 月に CAC に対し進捗状況の報告を行う。</li> </ul> <p>○第 28 回会議(2006 年:H18 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 29 回コーデックス委員会総会において同実行計画案提出の遅れが確認され、同計画案が当部会会議に討議資料として提出されたものである。栄養・特殊用途食品部会に対する検討要請は以下の通り。</li> </ul> <p>B.CCFNSDU is requestd to consider the following proposals at action:</p>

現在検討中の基準	各国の対応
	<p>1 Nutrition Labelling            1.1 Develop Nutrient Reference Values for nutrients that are associated with both increased and decreased risk of noncommunicable diseases.            2 Nutrition Claims            2.1 Develop conditions for nutrient content claims for trans-fatty acids and include restrictions on both saturated and trans-fatty acids in the conditions for both nutrient content claims and comparative claims for saturated fatty acids and trans-fatty acids.            3. Production and Processing Standards regarding the Nutritional Quality and Safety of Foods            3.1 Review the need for guidelines intended for governments on the use of sound nutrition principles in the production, processing and formulation of foods based on the population nutrient intake goals of 2002 Expert Consultation(Diet, Nutrition and Prevention of Chronic Diseases, The Report of Joint WHO/FAO Expert Consultation: WHO Technical Report Series No.916)</p> <p>Nutrition Labeling: NRV 改定の重要性が指摘されており、当部会として CCFL に対して、非感染性疾患発症リスクに関連して栄養素参考量リストにおけるビタミン、ミネラル以外の他の栄養素への拡大などの序言を求めることで合意した。</p> <p>Nutrition Claims: デンマーク、IDF から、栄養強調表示の基準において、飽和脂肪酸に関する基準あるいは飽和脂肪酸およびトランス脂肪酸の制限の基準を検討するべきとの提案があった。米国より、トランス脂肪酸については既に「栄養および健康強調表示の使用に関するガイドライン」において取り上げられている(脚注として)と指摘された。</p> <p>本件については、部会としての合意は得られなかった。</p> <p>○第 29 回会議(2007 年:H19 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議長より第 28 回会議の結果から、次の 2 点が報告された。               <ol style="list-style-type: none"> <li>1) NRV 改定の重要性が指摘され、食品表示部会に対して、非感染性疾患のリスクに関連して NRV リストの他の栄養素(ビタミン、ミネラル以外の)への拡大等の助言を求める事で合意したこと</li> <li>2) 栄養強調表示の基準において、トランス脂肪酸の強調表示の基準或いは飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸の比較強調表示の制限に関する基準を検討するべきとの提案があったが、部会としての合意は得られなかったこと</li> </ol> </li> <li>・食品表示部会議長より、第 35 回食品表示部会会議(2007)の結果から次の 5 点が報告された。               <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 栄養表示ガイドラインの目的の項の修正に対し十分な支持が得られなかったこと</li> <li>2) 栄養表示の義務化、栄養表示に際して必須な栄養成分を拡大する件、栄養表示の形式について、新たな作業としての結論は得られなかったこと</li> <li>3) トランス脂肪酸の栄養強調表示に関する新規作業の合意には至らなかったこと</li> <li>4) 現行の NRV リストの改定に関する第 28 回栄養・特殊用途食品部会からの助言要請について、リストの拡大についての結論には至らなかったこと</li> <li>5) 食品表示部会としては、次回部会会議の直前に作業部会会議を開催し、活動計画案に含まれた全ての項目について検討予定であるということ</li> </ol> </li> <li>・本案件に関し表示部会の取り組みに関する報告を受け、栄養・特殊用途部会としても作業部会の設置を合意した。</li> <li>・作業内容: 栄養・特殊用途食品部会の職務としての視点から、作業部会(WG)は、WHO 世界戦略の実現に関わる、以下の問題について、CCNFSDU として取り組むべき作業を検討する。</li> </ul>